

おくやみ ガイドブック

ご遺族のみなさまへ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

芦別市では、ご遺族の方が行う各種手続きをまとめた「ガイドブック」を作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

目次

亡くなったあとの手続きの流れ	………… P 1
市役所での手続きにお持ちいただくもの	………… P 2
市役所での手続き	………… P 3
市役所フロア案内	………… P 1 2
市役所以外での主な手続き一覧	………… P 1 4
家系図メモ	………… P 1 5
委任状	………… P 1 6

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日、祝日、12月29日から1月3日までの日を除く)



芦別市
(令和6年4月)

亡くなったあとの手続きの流れ

身近な方の死亡

期限	各種届出・相続 など	葬儀
7日以内	死亡届の提出	近親者へ訃報を伝える 葬儀の手配 通夜・葬儀・告別式 初七日
14日以内	公共料金等の契約変更や解約 国民健康保険の手続き 年金関係の手続き	
3か月以内	遺言書や相続財産の確認	四十九日の法要 納骨
4か月以内	(亡くなった方の) 所得税の準確定申告	
10か月以内	遺産分割協議 相続税の申告・納付 預貯金等の名義変更	
2年以内	葬祭費・埋葬料の支給申請 高額療養費の請求申請	

市役所での手続きにお持ちいただくもの

市役所での手続きの際に、ご遺族の方にお持ちいただく主な持ち物を掲載しています。なお、手続きごとに必要なものは、該当ページでご確認ください。

亡くなった方のもの

- 印鑑登録証（カード）
- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 年金手帳、年金証書（国民年金加入者または年金受給者）
- 死亡診断書の写し
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者証
- 身体障害者手帳等の各種手帳
- 受給者証、医療証、医療券
- その他、市役所から交付された証書類

ご遺族のもの

- 認印（届出人、相続人）
- 本人確認書類
 - 写真付きのもの（1点）
 - ▶ 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等
 - 写真付きのものがない場合（2点）
 - ▶ 被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳等
- 通帳と銀行印（届出人、相続人）
- 会葬礼状、葬儀の領収書
(亡くなった方が、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた場合)
- 相続人や相続内容がわかる書類
 - ※遺産分割協議書、遺言書等
- 委任状（代理人の方が申請する場合）
 - ※・戸籍謄本等の取得
 - ▶ 戸籍に記載されている方、またはその配偶者、直系血族以外の方は、委任状が必要です。
 - ・住民票、税に関する証明書の取得
 - ▶ 本人及び同一世帯の親族以外の方は、委任状が必要です。

市役所での手続き

1

芦別市で印鑑登録をしていましたか？

亡くなった方の印鑑登録は自動的に廃止となります。

印鑑登録書を返却していただくか、ご自分ではさみを入れて処分してください。

○受付窓口 1階① 市民環境課 市民年金係 ☎0124-27-7357

2

マイナンバーカード（個人番号カード）や住民基本台帳カードを持っていましたか？

亡くなった方のマイナンバーカードや住民基本台帳カードは廃止となります。

マイナンバーカードは死亡に関する手続きをすべて終えてから返却してください。

（年金や生命保険などの手続きにマイナンバーを使うことがあるため）

持ち物

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・住民基本台帳カード

期 限

- ・なし

○受付窓口 1階① 市民環境課 市民年金係 ☎0124-27-7357

3

公的年金を受給していましたか？

年金を受給していた、または受給せずに亡くなった場合は、次の手続きが必要です。

《手続き》・遺族年金

- ・未支給年金など

※個別の状況によって必要な手続きが異なります。

持ち物

- ・請求者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・請求者のマイナンバーカード（持っている方）
- ・亡くなった方の年金手帳、年金証書
- ・請求者の通帳など

期 限

- ・速やかに

※年金の種類によって手続き先が異なりますので、窓口で手続き先をご案内します。

○受付窓口 1階① 市民環境課 市民年金係 ☎0124-27-7357

4

国民健康保険に加入していましたか？

亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

- 《手続き》・保険証の返還
・世帯主変更
・葬祭費の申請

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・亡くなった方の健康保険証
- ・限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
（お持ちの方のみ）
- ・同一世帯の方の健康保険証
（世帯主変更の場合のみ）
- ・葬儀の領収書、内訳書
- ・喪主の通帳

期 限

- ・速やかに

○受付窓口 1階③-1 健康推進課 国保係 ☎0124-27-7362

5

後期高齢者医療制度に加入していましたか？

亡くなった方が後期高齢者医療保険に加入（75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいのある方）していた場合は、次の手続きが必要です。

※亡くなった方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入しているかたがいる場合は、国保係で世帯主変更の手続きが必要です。

- 《手続き》・保険証の返還
・葬祭費の申請
・高額療養費等の申請

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・亡くなった方の健康保険証
- ・限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
（お持ちの方のみ）
- ・葬祭を行ったことを確認できるもの
（会葬礼状、葬儀の領収書など）
- ・喪主または施主の通帳
- ・相続される方の通帳、印鑑

期 限

- ・保険証の返還は速やかに
- ・葬祭費の支給申請は葬祭を行った日の翌日から2年以内

○受付窓口 1階③-1 健康推進課 医療助成係 ☎0124-22-2422

6

介護保険に加入していましたか？

亡くなった方が65歳以上または40歳から64歳で介護を受けていた場合は、次の手続きが必要です。

《手続き》・介護保険証の返還
・介護保険料の還付、未納分請求先の指定など

持ち物

- ・亡くなった方の介護保険証
- ・亡くなった方の負担割合証、負担限度額証
(お持ちの方)
- ・相続される方の通帳など

期 限

- ・速やかに

○受付窓口 市役所別館 介護高齢課 介護保険係 ☎0124-27-7367

7

市税を納めていましたか？

亡くなった方が市税（市道民税・固定資産税・軽自動車税）を納付していた場合は、次の手続きが必要です。

《手続き》・相続人代表者の指定または納付書送付先変更手続き
・振替口座の変更など

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類
 - 写真付きのもの（1点）
 - ▶ 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等
 - 写真付きのものがない場合（2点）
 - ▶ 被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳等
- ・相続人であることがわかる書類
- ・相続人代表者の通帳
(相続人代表者の指定などの場合)
- ・変更する方の通帳、銀行印
(振替口座の変更の場合)

期 限

- ・速やかに

○受付窓口 1階 税務課 ⑪納税係 ☎0124-22-2428 ⑫市税係 ☎0124-27-7138

MEMO

8

固定資産（土地・家屋）を所有していましたか？

亡くなった方が未登記家屋を所有していた場合は、次の手続きが必要です。

《手続き》・名義変更

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類
 - 写真付きのもの（1点）
 - ▶ 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等
 - 写真付きのものがない場合（2点）
 - ▶ 被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳等
- ・相続人であることがわかる書類

期 限

- ・速やかに

○受付窓口 1階 税務課 ⑫市税係 ☎0124-27-7138

9

軽自動車、原動機付自転車（125CC以下）、小型特殊自動車を所有していましたか？

軽自動車、原動機付自転車（125CC以下）、小型特殊自動車を所有していた場合は、次の手続きが必要です。

《手続き》・廃車、名義変更

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類
 - 写真付きのもの（1点）
 - ▶ 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等
 - 写真付きのものがない場合（2点）
 - ▶ 被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳等
- ・相続人であることがわかる書類
- ・ナンバープレート（廃車の場合）
- ・標識交付証明書（お持ちの方）

期 限

- ・速やかに

○受付窓口 1階 税務課 ⑫市税係 ☎0124-27-7138

MEMO

10

重度心身障がい者医療費受給者証の交付を受けていましたか？

亡くなった方が医療費助成の受給者であった場合は、資格喪失の手続きが必要です。

持ち物

- ・ 来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・ 受給者証

期 限

- ・ 速やかに

○受付窓口 1階③-2 健康推進課 医療助成係 ☎0124-22-2422

11

身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けていましたか？

亡くなった方が上記のいずれかの手帳をお持ちであった場合は、返還が必要です。

持ち物

- ・ お持ちの手帳

期 限

- ・ 速やかに

○受付窓口 1階⑭ 福祉課 福祉係 ☎0124-27-7368

12

障がい福祉サービス受給者証の交付を受けていましたか？

亡くなった方が受給者証の交付を受けていた場合は、返還が必要です。

持ち物

- ・ 受給者証

期 限

- ・ 速やかに

○受付窓口 1階⑭ 福祉課 福祉係 ☎0124-27-7368

MEMO

13

児童手当を受給していましたか？

亡くなった方が児童手当を受給していた場合は、受給事由消滅等の手続きが必要です。

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・申請者の健康保険証
- ・通帳

期 限

- ・亡くなった日の翌日から
15日以内

○受付窓口 1階⑭ 福祉課 福祉係 ☎0124-27-7368

14

児童扶養手当を受給していましたか？

亡くなった方が児童扶養手当を受給していた場合は、受給資格喪失の手続きが必要です。

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・受給者証
- ・通帳

期 限

- ・亡くなった日の翌日から
14日以内

○受付窓口 1階⑭ 福祉課 福祉係 ☎0124-27-7368

15

子ども（ひとり親家庭等）医療費受給者証の交付を受けていましたか？

亡くなった方が医療費助成の受給者または対象となる児童であった場合は、資格喪失の手続きが必要です。

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・受給者証

期 限

- ・速やかに

○受付窓口 1階③-2 健康推進課 医療助成係 ☎0124-22-2422

MEMO

亡くなった方が水道契約の名義人であった場合は、名義変更または閉栓の手続きが必要です。

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）

期 限

- ・速やかに

その他

- ・亡くなった方の口座から、上下水道料金の口座振替をしていた場合は、支払方法の変更手続きが必要です。

○受付窓口 1階⑨ 上下水道課 業務係 ☎0124-27-7583

亡くなった方が下水道受益者負担金及び分担金を納付中または徴収猶予中であった場合は、受益者の変更届出が必要です。

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・相続人であることがわかる書類

期 限

- ・速やかに

○受付窓口 1階⑨ 上下水道課 業務係 ☎0124-27-7583

MEMO

18

市営住宅に入居していましたか？

亡くなった方が市営住宅に入居していた場合は、次の手続きが必要です。

- 《手続き》・市営住宅退去届等の提出
 ・市営住宅同居者異動届等の提出
 ・入居承継承認申請書等の提出

※ 個別の状況によって必要な手続きが異なります。

持ち物

- ・入居承継者もしくは相続人の通帳及び銀行印

期 限

- ・速やかに

○受付窓口 市役所別館 市営住宅管理センター ☎0124-27-7250

19

市営霊園・墓地の使用許可を受けていましたか？

亡くなった方が市営霊園・墓地の使用許可を受けていた場合は、名義変更の手続きが必要です。

持ち物

- ・墓地使用許可証
- ・戸籍謄本等の書類

※墓地の使用状況によって必要書類が異なりますので、お問い合わせください。

期 限

- ・速やかに

その他

- ・墓地及び埋葬等に関するご相談は、受付窓口までお問い合わせください。

○受付窓口 1階② 市民環境課 環境生活係 ☎0124-27-7361

20

ごみの処分はありますか？

一般ごみ及び粗大ごみ等の処分に関することは、下記の窓口までお問い合わせください。

○受付窓口 1階② 市民環境課 環境生活係 ☎0124-27-7361

MEMO

21

農地を所有していましたか？

農地の所有権または賃借権を相続により取得した人は、届出が必要です。

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・農地の地番、地目、面積等のわかる書類

期 限

- ・亡くなったことを知った日から概ね10カ月以内

○受付窓口 2階⑥ 農業委員会 ☎0124-27-7617

22

森林を所有していましたか？

亡くなった方が所有していた森林を新たに所有される方は、届出が必要です。

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・森林の土地位置を示す地図
- ・登記事項証明書等

期 限

- ・新たに森林の所有者となった日から90日以内

○受付窓口 2階⑧ 農林課 林務係 ☎0124-27-7378

23

市が所有する土地または建物を借りていましたか？

亡くなった方が土地または建物を借りていた場合は、名義変更等の手続きが必要です。

持ち物

- ・来庁者の本人確認書類（免許証、健康保険証等）
- ・認印

期 限

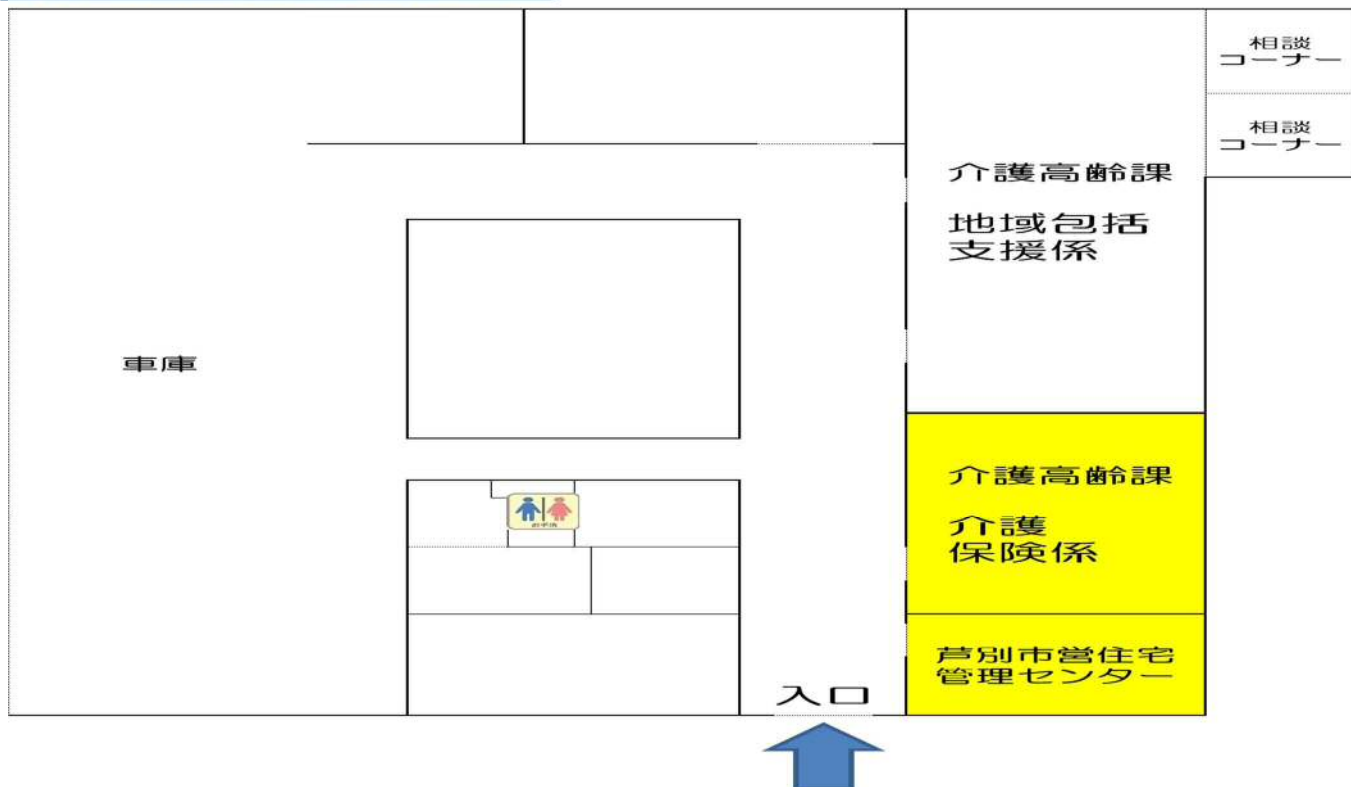
- ・速やかに

○受付窓口 3階②-2 財政課 契約管財係 ☎0124-27-7850

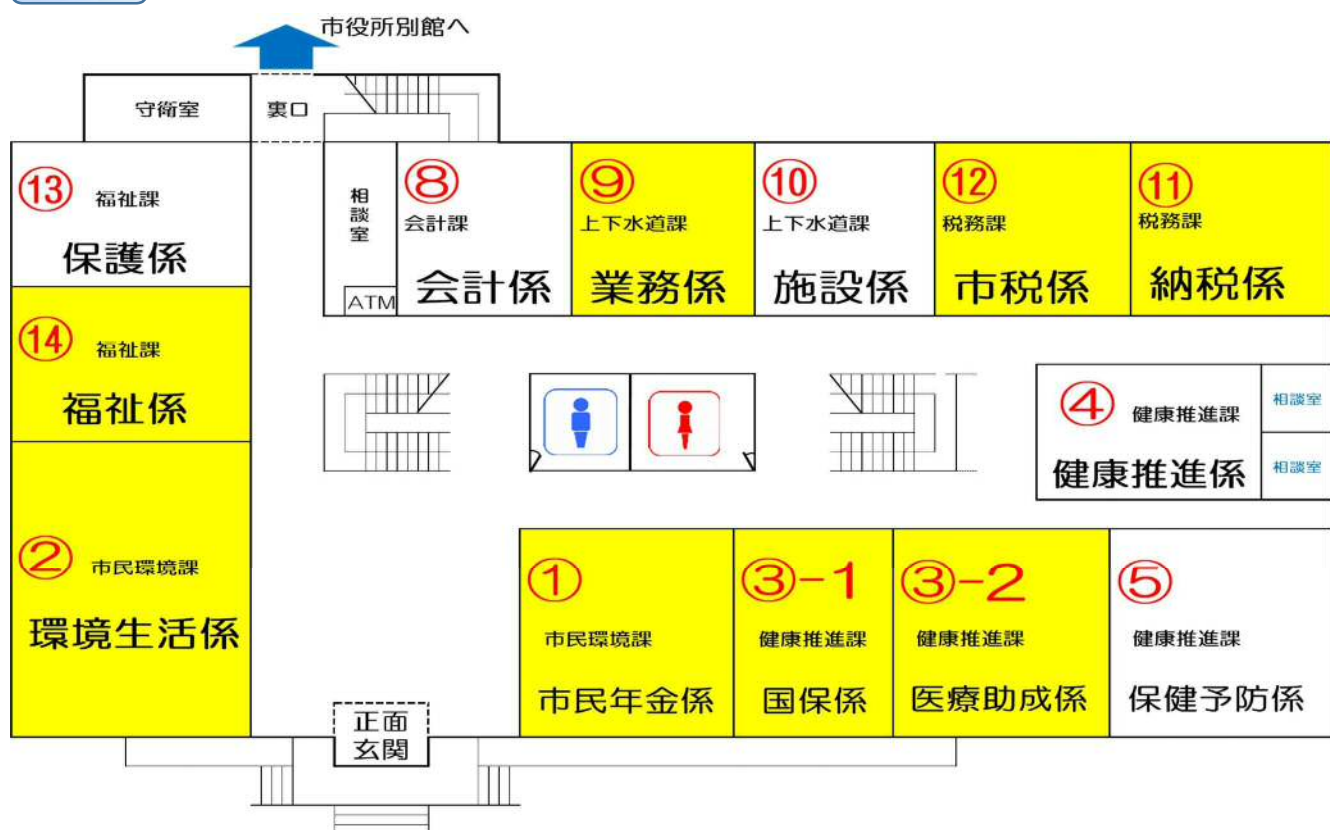
MEMO

市役所フロア案内

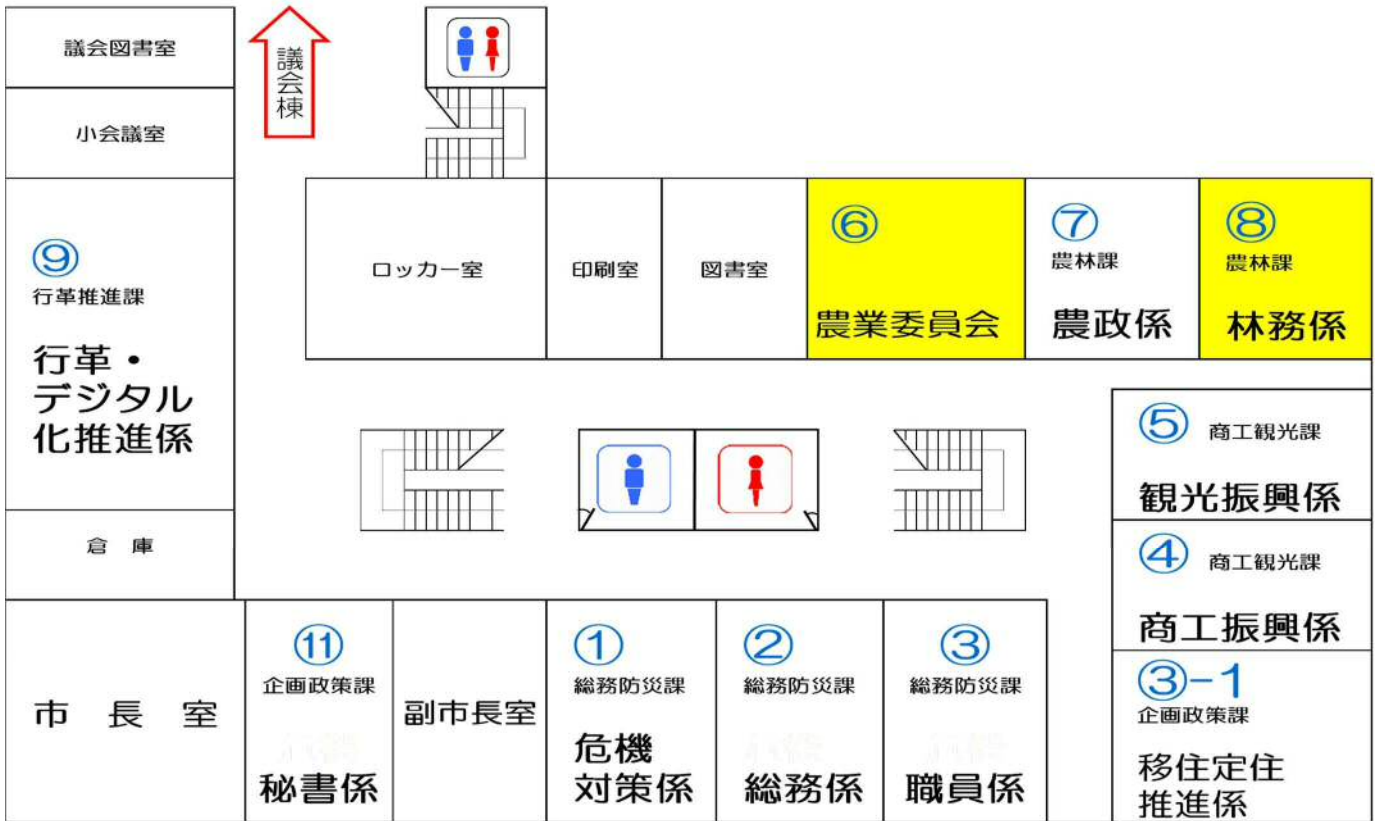
市役所別館(旧消防庁舎)



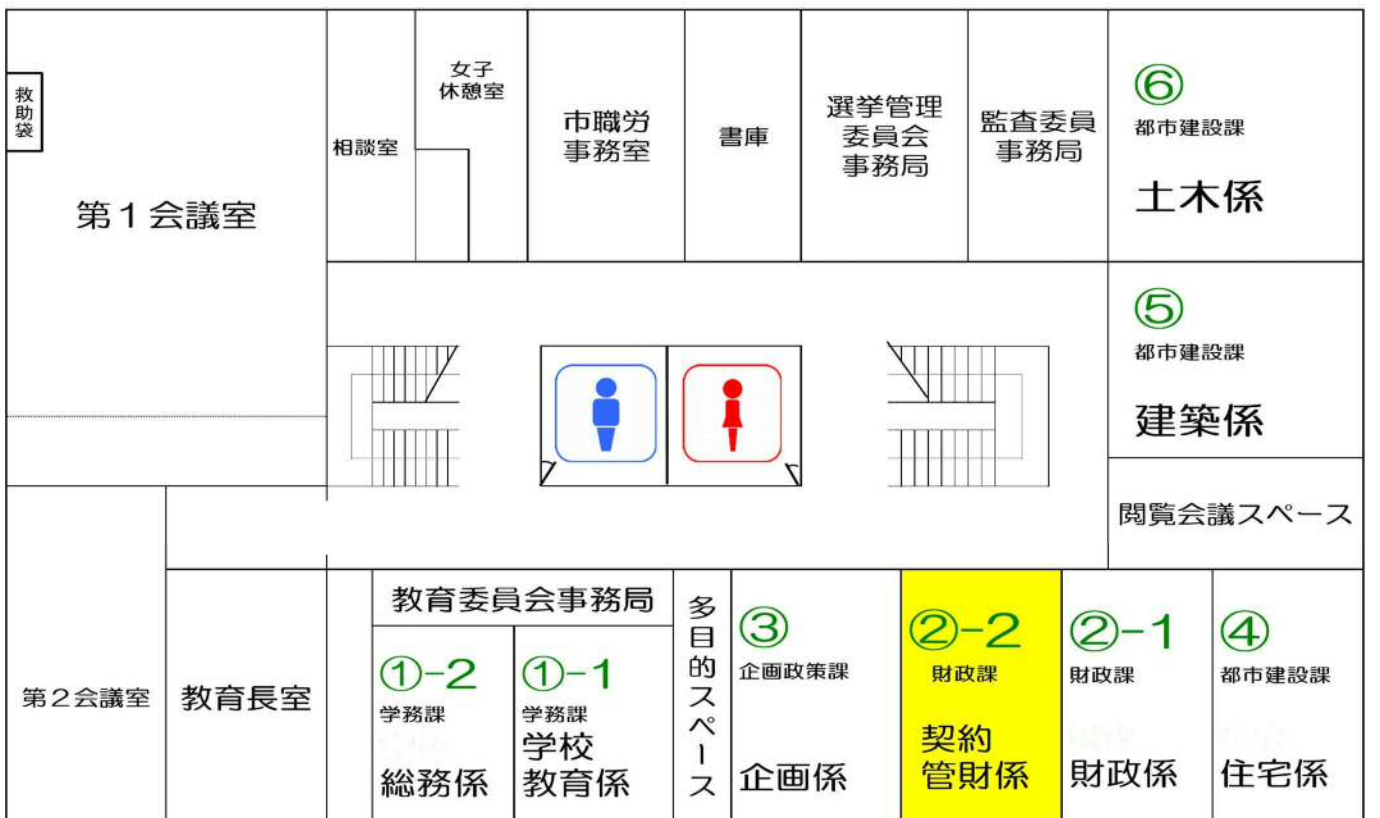
1階



2 階



3 階

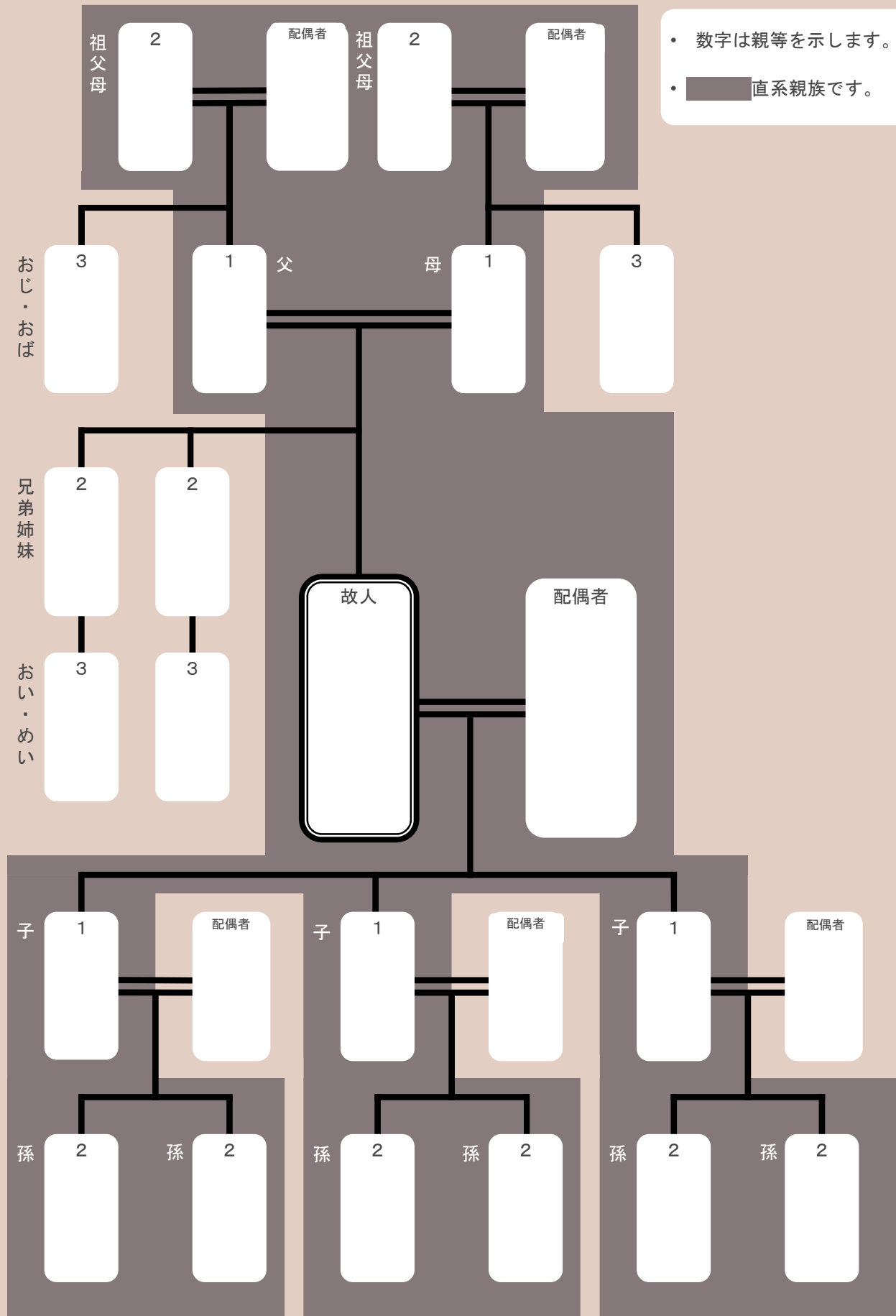


市役所以外での主な手続き一覧

該当に ☑	手続きの種類	主な手続き	お問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	預貯金口座等	・口座凍結の解除等	各金融機関
<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金等	・名義変更・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	固定電話・携帯電話・インターネット回線	・契約承継・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	・名義変更・解約	フリーダイヤル ☎0120-151515
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	・解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	国税関係	・所得税の準確定申告 ・相続税手続き	滝川税務署 滝川市大町1丁目8番14号 ☎0125-22-2191
<input type="checkbox"/>	遺言書	・検認・開封	被相続人や相続人の住所地を管轄する各家庭裁判所
<input type="checkbox"/>	相続放棄	・相続放棄の申立	
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議	・遺産分割協議の申立	
<input type="checkbox"/>	生命保険等	・死亡保険金の請求 ・入院給付金の請求等	加入している生命保険会社
<input type="checkbox"/>	損害保険等	・名義変更・解約等	加入している損害保険会社
<input type="checkbox"/>	不動産登記関係	・土地、家屋等移転登記	札幌法務局滝川支局 滝川市緑町1丁目6番1号 ☎0125-23-2330
<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証	・返納	札幌方面芦別警察署 芦別市南1条東2丁目12番地の12 ☎0124-22-0110

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税に関する証明書等）がありますので、市役所にお越しになる前に各手続き先へお問い合わせください。

家系図メモ



委 任 状

令和 年 月 日

北海道芦別市長 様

委任者（自署） 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大正
昭和
平成
令和 _____ 年 月 日

下記の者を代理人とし、次の権限を委任します。

件 名 _____

代理人（自署） 住 所 _____

氏 名 _____

MEMO

A large, empty rectangular box with rounded corners and a blue border, intended for writing a memo. The box occupies most of the page below the 'MEMO' header.

「新聞お悔やみ欄」への掲載について

掲載申し込みの時間によって、翌日の朝刊に掲載が間に合わない場合や、翌日が休刊の場合は、翌々日に掲載されることがありますので、ご了承ください。

〔作成・発行〕 芦別市 市民福祉部市民環境課市民年金係
〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地
TEL0124-27-7357 FAX0124-22-1606